

バリアフリー環境の整備に向けた 総務省の取組について

2010年2月27日
総務省情報流通行政局
情報通信利用促進課長
平林正吉

15

1. 視聴覚チャレンジド向け放送の普及に向けた取組 … 2
2. チャレンジドのアクセシビリティの確保に向けた取組 … 9

1. 視聴覚チャレンジド向け放送の普及に向けた取組

1. 視聴覚チャレンジド向け放送の普及に向けた取組 総務省における取組

視聴覚チャレンジド等が放送を通じて情報を取得し、社会参加をしていく上で必要な字幕番組、解説番組等の普及策を推進。

視聴覚障害者向け番組の放送努力義務化

- ・視聴覚障害者向け番組の放送努力義務の創設等を内容とする放送法等の一部改正（1997年）

字幕・解説放送の普及目標の策定※、進捗状況の公表

- ・2017年度までの字幕放送、解説放送の普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定（2007年）

字幕番組・解説番組等制作費の一部助成

- ・字幕番組・解説番組の助成制度を創設（1993年）
- ・助成対象に手話番組を追加（1999年）
- ・助成対象に手話翻訳映像を追加予定（2010年）

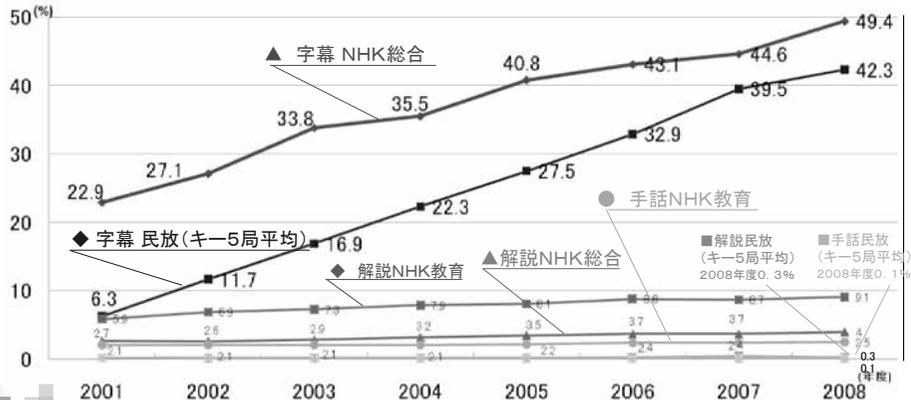
各放送局の自主的な取組（字幕拡充計画、解説拡充計画の策定等）を促進

※ 1997年には「2007年までに字幕付与可能な放送番組について字幕を付す」ことを目標とする「字幕放送普及行政の指針」を策定し、各放送局の字幕拡充計画の策定など、自主的な取組を促進。

1. 視聴覚チャレンジ向け放送の普及に向けた取組
字幕放送、解説放送、手話放送の現状

2008年度においては、字幕放送は着実に拡充、解説放送は微増、手話放送はほぼ横ばいで推移している状況。

【総放送時間に占める字幕放送、解説放送、手話放送時間の割合の推移(アナログ)】

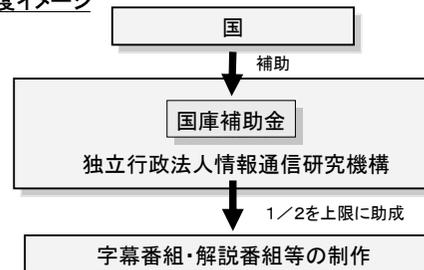


1. 視聴覚チャレンジ向け放送の普及に向けた取組
字幕番組、解説番組、手話番組等の制作促進

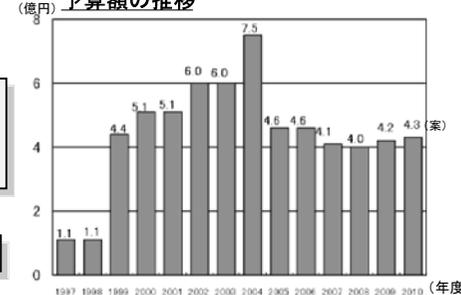
- 字幕番組、解説番組及び手話番組等の制作費に対する助成を通じて、視聴覚チャレンジ向け放送の充実を図ることにより、放送を通じた情報アクセス機会の均等化を図る。
- 字幕番組、解説番組及び手話番組等を制作する者に対し、その制作費の2分の1(※)を上限として、独立行政法人情報通信研究機構を通じて助成。
- 2010年度よりは、助成対象に手話翻訳映像を追加予定。

※2010年度は、在京キー局の字幕番組については1/6(生字幕を除く)、在阪準キー局の字幕番組については1/4(生字幕を除く)、それ以外については1/2を予定。

制度イメージ



予算額の推移



1. 視聴覚チャレンジ向け放送の普及に向けた取組
視聴覚障害者向け放送普及行政の指針 ①

2007年10月30日、2008年度から2017年度までの普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定。

1 目標期間

- 2008年度(平成20年度)~2017年度(平成29年度)
(技術動向等を踏まえて、策定から5年後を目途に見直しを行う。)

2 主な内容

(1)字幕放送について1997年策定の行政指針からの主な改正点

①字幕付与可能な放送番組の定義を拡大し、新たに以下の放送番組を字幕付与可能な放送番組に含めることとする。また、新たに放送する放送番組だけでなく、再放送番組も含め、2017年度までに、対象の放送番組の全てに字幕が付与されることを目標とする。

- ・複数人が同時に会話を行う場合以外の生放送番組
- ・手話により音声を説明している放送番組
- ・大部分が歌唱の音楽番組

②データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合も、字幕放送に含めることとする。

(2)解説放送について(新たに策定)

新たに行政指針を策定し、2017年度までに、対象の放送番組の10%(NHK総合、民放キー5局等)、15%(NHK教育)に解説が付与されることを目標とする。

1. 視聴覚チャレンジ向け放送の普及に向けた取組
視聴覚障害者向け放送普及行政の指針 ②

1 字幕放送(※1)

	普及目標の対象		目標	備考
	放送時間	放送番組		
NHK	7時から24時まで	字幕付与可能な全ての放送番組(※2)	2017年までに対象の放送番組のすべてに字幕付与	教育放送については、できる限り目標に近づよう字幕付与する。
放送大学学園			聴覚障害者等のニーズを踏まえ、できる限り多く字幕付与	
地上民放 放送衛星による放送 (NHKの放送を除く)			2017年までに対象の放送番組のすべてに字幕付与	圏域局については、できる限り目標に近づよう字幕付与する。独立局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送 電気通信役務利用放送			当面は、できる限り多くの放送番組に字幕付与	

※1 字幕放送には、データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む

※2 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組

- ①技術的に字幕を付与できない放送番組(例:現在のところ複数人が同時に会話を行う生放送番組)
- ②外国語の番組、
- ③大部分が器楽演奏の音楽番組、④権利処理上の理由等により字幕を付与できない放送番組

※ 視聴覚障害者向け放送普及行政の指針策定後は、技術動向等を踏まえて、5年後を目途に見直しを行う。

1. 視聴覚チャレンジド向け放送の普及に向けた取組 視聴覚障害者向け放送普及行政の指針 ③

2 解説放送 (2008年度より新たに指針を策定)

	普及目標の対象		目標	備考
	放送時間	放送番組		
NHK	7時から 24時まで	権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組	2017年までに対象の放送番組の10%に解説付与	教育放送については、対象の放送番組の15%に解説付与する。
放送大学学園			視覚障害者等のニーズを踏まえ、できる限り多く解説付与	
地上民放放送衛星による放送 (NHKの放送を除く)			2017年までに対象の放送番組の10%に解説付与	県域局については、できる限り目標に近づきよう解説付与する。独立U局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送 電気通信役務利用放送			当面は、できる限り多くの放送番組に解説付与	

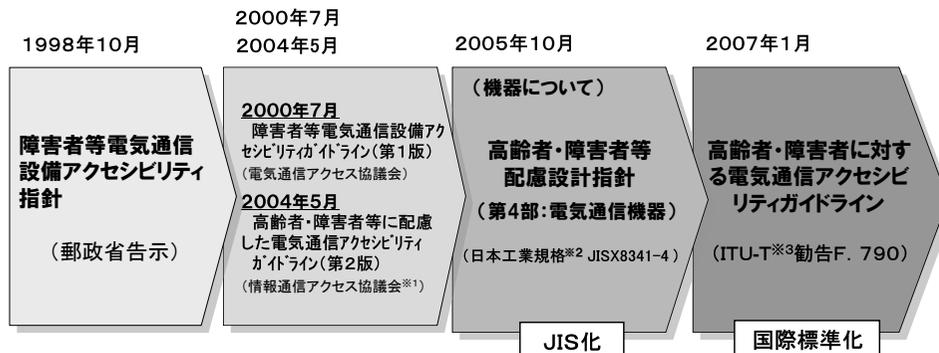
※ 視聴覚障害者向け放送普及行政の指針策定後は、技術動向等を踏まえて、5年後を目途に見直しを行う。

2. チャレンジドのアクセシビリティの確保に向けた取組

17

2. チャレンジドのアクセシビリティの確保に向けた取組 電気通信機器・サービスのアクセシビリティの確保

高齢者やチャレンジドが使いやすい電気通信機器・サービスの開発等を促すガイドラインの策定や普及促進を支援。



*1 2003年7月に、電気通信アクセス協議会から名称変更。

**2 日本工業規格(JIS)は、その制定等から5年以内に日本工業調査会の審議に付し、これを確認し、また、必要に応じて改正、廃止のいずれかを行うこととされている(工業標準化法第15条)

**3 国際電気通信連合(ITU)の電気通信標準化部門。関連の専門機関であるITUの一部門として、情報通信に関する技術・運用等に関する国際標準化活動を実施。

2. チャレンジドのアクセシビリティの確保に向けた取組 ウェブコンテンツのアクセシビリティの確保

高齢者やチャレンジドを含む誰もが地方公共団体等のホームページやウェブシステムを利用することができるよう、「公共分野におけるアクセシビリティの確保に関する研究会」を開催し、2005年12月に報告書を公表。地方公共団体向けのセミナー等を活用し普及促進。(現在、規格原案が審査中の日本工業規格の改正を踏まえ、2010年度に改定予定。)

JIS X8341-3の課題

- ・内容が技術的
- ・実現方法等が明確にされていない等

研究会の成果

- ・地方公共団体等で活用できる運用モデル
- ・各種手順書、ワークシート



◆主な配慮要件

- ・画像に内容を説明する代替テキストを付ける
- ・色の違いに依存した情報提供を行わない
- ・文字サイズが拡大できる など

2. チャレンジドのアクセシビリティの確保に向けた取組

チャレンジド向け通信・放送役務の提供、開発の推進



身体チャレンジド向け通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対して、独立行政法人情報通信研究機構を通じて助成を実施。(助成率(上限): 1/2)

【助成対象となる役務の例】

電話リレーサービス

聴覚チャレンジド等と健常者等との電話において、オペレータが介在して文字や手話を用いて双方向の会話を中継するサービス



電話リレーサービス事業者の例

(株)プラスヴォイス:「聴覚障害者のための代理電話サービス」(助成年度:平成2004~2008年度)

聴覚が電話で相手に連絡した時、代理電話センターにテレビ電話(手話)やFAX・メール等で内容を伝えることにより、オペレーターが代わりに、電話をかけた相手に音声電話をかける。

<事業実績>

- 利用料:315円/回、回数無制限5,250円/月等
- 利用件数:400件/月(2008年実績)
- 累計:約9,000件(~2008年末)

2. チャレンジドのアクセシビリティの確保に向けた取組

チャレンジド等向け通信・放送技術の開発に対する支援



チャレンジド等の利便の増進に資する通信・放送役務の開発を行うための通信・放送技術の研究開発を行う者に対して、独立行政法人情報通信研究機構が助成を実施。(助成率(上限): 1/2)

【助成成果の例】

(株)沖ワークウェル:「ワークウェルコミュニケーター」(助成年度:2006年度~2008年度)

システム概要



助成内容:情報通信技術を活用したチャレンジドの雇用において、管理者からの作業指示や作業者同士の共同作業、さらにITスキル教育を支援するコミュニケーションシステムを開発。

販売価格:1.ASPサービス
初期登録費(1団体につき) 10,500円
月額料金(1クライアント) 3,150円
2.システム販売
126万円(5クライアント)より

(株)エクセレントサービス:パソコン用「超大型・防水・防塵キーボード」(助成年度:2005年度)

超大型キーボード



通常の文字の9倍



助成内容:高齢者や弱視等の視覚障がいの方が、より快適にパソコン操作ができるよう、文字が認識しやすく、操作の負担も軽い大型かつ薄型のパソコン用キーボードを開発(防水機能付き)。

事業実績:販売価格 42,000円(家庭用端末)
(65歳以上の方、障害をお持ちの方の場合、29,400円)

2. チャレンジドのアクセシビリティの確保に向けた取組

情報バリアフリーに関する周知・広報



チャレンジド等が通信・放送役務を円滑に利用できるようにするための事業に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を独立行政法人情報通信研究機構の「情報バリアフリーのための情報提供サイト」において提供。

【提供されているコンテンツ】 ※1か月に1回程度更新

- (1) 高齢者・チャレンジドの方等に直接役立つ情報や、情報バリアフリー関連の興味深い情報等、役に立つトピック
- (2) 電話リレー、字幕放送等、高齢の方や障害のある方のための通信・放送サービスについて
- (3) 各種助成制度に基づく事業支援や研究開発等、情報バリアフリーの普及に向けたNICTの取組について
- (4) 情報バリアフリー社会の実現を目指して制定された情報アクセシビリティJIS等の規格について
- (5) 推進の経緯から、概要、関連するJIS、ホームページの作り方のポイント、点検・修正システム「ウェブヘルパー」等について
- (6) 行政機関の取組について
- (7) 団体や組織における「情報バリアフリー」を中心とした活動に関する情報を提供するウェブサイトについて
- (8) 情報バリアフリーの理解を助ける用語解説集



ご清聴ありがとうございました